



# 日本司法書士会連合会の 民事裁判IT化に関する 取り組み

日本司法書士会連合会 副会長 小澤吉徳

研究会2

2019年12月10日(火)

# 民事裁判手続のIT化における本人訴訟の 支援に関する声明

## 2019年(令和元年)09月17日

- [HTTPS://WWW.SHIHO-SHOSHI.OR.JP/ASSOCIATION/INFO\\_DISCLOSURE/STATEMENT/49617/](https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/statement/49617/)
- 1 国民が利用しやすい民事裁判手続のIT化に向けて
- 速やかなIT化の実現と推進を望む。
- IT機器の利用に習熟していない、あるいはIT機器の利用環境が整っていない当事者であっても、本人訴訟の追行に不便の生じないよう、十分なサポートがなされなければならない。

- 2 全国に存在する司法書士
- 司法書士は、制度当初から裁判書類の作成や相談業務を通じ、本人訴訟を進行しようとする当事者を支援してきた。
- 司法書士は、平成31年4月1日時点で、全国の市区町村の79.9% (全国1902市区町村のうち、1521市区町村)に存在している。また、令和元年5月1日時点で、全国の簡易裁判所の管轄区域の98.9% (全国438の簡易裁判所のうち、433の管轄区域)に存在している。

# 司法書士マップ

[HTTP://NSR-X.NET/Map2019/INDEX.HTML](http://NSR-X.NET/Map2019/INDEX.HTML)

- 3 登記手続のIT化への対応

- 登記手続において、すでに、いわゆるオンライン申請制度が導入されている。

- 総務省の統計によると、平成29年度の登記分野の申請等件数2億2340万9128件のうち、1億5680万9649件がオンラインで申請されており、その利用率は実に約70.2%である。登記申請の大部分が司法書士により代理申請されていることから、多くの司法書士がオンライン申請を利用しているといえる。

(参考)

# 改善促進手続の状況①

| 分野                         | 手続名                               | 平成29年度      |               |              | 平成28年度      |               |              |
|----------------------------|-----------------------------------|-------------|---------------|--------------|-------------|---------------|--------------|
|                            |                                   | 申請等件数       | オンライン<br>利用件数 | オンライン<br>利用率 | 申請等件数       | オンライン<br>利用件数 | オンライン<br>利用率 |
| 登記<br>(法務)                 | 不動産登記の申請                          | 10,287,327  | 5,032,804     | 48.9%        | 10,644,963  | 4,659,490     | 43.8%        |
|                            | 不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等            | 173,559,718 | 137,080,413   | 79.0%        | 170,239,971 | 132,433,072   | 77.8%        |
|                            | 商業・法人登記の申請                        | 1,643,215   | 841,778       | 51.2%        | 1,614,301   | 782,800       | 48.5%        |
|                            | 商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等          | 36,265,818  | 13,838,443    | 38.2%        | 35,987,585  | 12,825,491    | 35.6%        |
|                            | 成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求             | 1,653,050   | 16,211        | 1.0%         | 1,739,427   | 15,006        | 0.9%         |
|                            | 分野全体                              | 223,409,128 | 156,809,649   | 70.2%        | 220,226,247 | 150,715,859   | 68.4%        |
| 国税<br>(財務)                 | 国税申告手続（所得税申告）                     | 19,142,161  | 10,430,168    | 54.5%        | 18,553,586  | 9,921,691     | 53.5%        |
|                            | 国税申告手続（法人税申告）                     | 2,660,423   | 2,128,054     | 80.0%        | 2,628,181   | 2,085,431     | 79.3%        |
|                            | 国税申告手続（消費税申告（個人））                 | 1,126,670   | 745,056       | 66.1%        | 1,130,170   | 714,773       | 63.2%        |
|                            | 国税申告手続（消費税申告（法人））                 | 1,992,088   | 1,624,911     | 81.6%        | 1,972,716   | 1,524,073     | 77.3%        |
|                            | 国税申告手続（酒税申告）                      | 43,467      | 35,299        | 81.2%        | 42,324      | 34,721        | 82.0%        |
|                            | 国税申告手続（印紙税申告）                     | 142,416     | 84,287        | 59.2%        | 139,776     | 84,549        | 60.5%        |
|                            | 給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）                | 3,676,985   | 2,188,589     | 59.5%        | 3,553,390   | 2,058,201     | 57.9%        |
|                            | 退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）                |             |               |              |             |               |              |
|                            | 不動産の使用料等の支払調書（及び同合計表）             |             |               |              |             |               |              |
|                            | 不動産等の譲受けの対価の支払調書（及び同合計表）          |             |               |              |             |               |              |
|                            | 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表） |             |               |              |             |               |              |
| 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同合計表） |                                   |             |               |              |             |               |              |

- 4 民事裁判手続のIT化における司法書士の役割
- 日常生活の合間に裁判をせざるをえないような本人訴訟の当事者についても、IT化の利便性を享受することができるような配慮が必要である。
- 当連合会は、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする(司法書士法第1条(令和元年法律第29号))司法書士が、この課題に積極的に対応すべきと考えている。

- 全国157箇所(令和元年9月11日現在)で稼働している司法書士会総合相談センターの窓口において、当連合会の支援の下、IT機器を設置して、本人訴訟の当事者に対し、民事訴訟の追行に必要なIT面のサービスを提供する事業を開始することの検討
- 全国各地に存在する司法書士事務所において、司法書士が、本人訴訟の当事者の依頼に応じて、従前の業務に加え、必要なIT面のサポートサービスを提供することなどについても、積極的に検討・対応
- 当連合会は、民事裁判手続のIT化について、司法書士が本人訴訟の当事者を十分にサポートするための万全の体制を整え、裁判所をはじめとする関係機関とも十分に連携を図っていく所存である。



# 地方裁判所における本人訴訟率

- 平成30年度司法統計によれば
- 原告・被告の双方又は一方に代理人が選任されていない事件は、54.54%
- 原告の本人訴訟率は、15.97%と低いが、被告の本人訴訟率は、51.59%と高い。

# 簡易裁判所の特則を！

- たとえば、
  - ①電話会議システムを利用する方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができるとする。(現在の続行期日の陳述擬制のみで期日が進行する実務と比べると、電話で意思疎通できることが加わる分、円滑な訴訟進行が期待できるし、当事者も非常に利用しやすい)
  - ②当事者尋問の範囲を、証人尋問とは異なり幅広くウェブ会議(電話会議システムを含む)の利用を認めるとする、など